

対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針【概要版】

対馬市の地域移行の方向性

- 学校部活動は、学校教育の一環として生徒の学習意欲の向上や責任感、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するなど様々な意義を有した活動として行われてきたが、少子化の進展及び教員の働き方改革の必要性等の要因により、これまでの運営・指導体制を継続することが困難となっている。
- 対馬市では、これまで学校部活動が担っていた役割・機能を、下記の方向性のもと「地域クラブ活動」体制への移行を進めていく。

- ・休日の部活動から段階的に地域移行していく。
- ・地域のスポーツ・文化団体と学校との連携や協働を推進していく。
- ・令和6年度から各学校・地域へ移行の説明を行い、準備が整った学校・部から順次移行していく。令和7年度末には休日の部活動の地域移行を完了し、令和8年度からは休日の活動は地域クラブ活動として実施する。
- ・平日の部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況等を検証しながら推進していく。

	R6	R7	R8
部活動 (平日)	→		
部活動 (休日)	↘		※R8年度からは休日の活動は地域クラブ活動へ
地域クラブ 活動(休日)	↗		

地域クラブの在り方

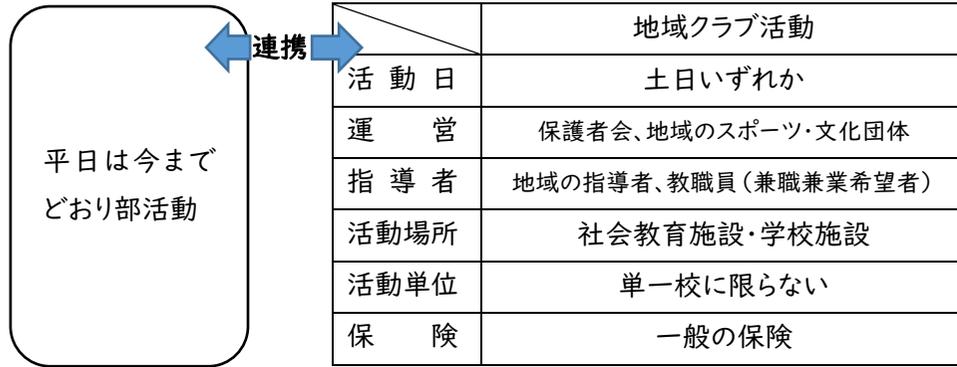
休日の地域クラブ活動は、これまで中学生を学校部活動で育成してきた視点を引き継ぎながら、地域活動により育てることを基本に、学校、地域の実情により主に以下の3パターンによる体制を整備していくこととする。

- ①現在ある部活動に、当該校教職員以外の指導者（兼職兼業発令を受けた者を除く）を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
- ②いくつかの学校の部活動が集まって、当該校教職員以外の指導者を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
- ③現在地域にある、または新設するスポーツや文化系の活動団体（教室・サークル含む）に所属・参加して活動する方法

■ 学校部活動と地域クラブ活動の主な違い これまで(学校教育活動)

	学校部活動	
活動日	平日(月～金) 日休み	土日いずれか
運営	学校	
指導者	教職員・外部指導者	
活動場所	学校施設	
活動単位	学校単位	
保険	スポーツ振興センター保険	

移行後（学校教育活動から社会教育活動）



運営・実施主体について

○運営主体については、事業の運営・事務局を担うこととし、活動場所の利用調整、学校や指導者等との連絡調整、スケジュール管理、会費の管理、指導者への謝金の支出などを行うこととする。

【運営・実施主体として想定される団体等】

- ・保護者会（単独校または複数の学校の部が統合して設立する団体）
- ・スポーツ関係団体（各競技別協会・連盟など）
- ・文化芸術団体・文化協会など
- ・地域クラブ

指導者について

○県の指導者エントリーシステムや本市独自の指導者エントリーシステムを活用し、指導者の確保に努める。

○教職員の兼職兼業については、本人の意思を尊重し、業務への影響や健康への配慮など、学校運営に支障がないことを確認した上で許可する。

活動施設等について

- 学校ならびに市教育委員会は、学校体育施設や社会教育施設における優先的な利用への配慮や管理方法などについて制度設計に努める。
- 活動に用いる用具・備品等は原則として利用者自身が用意する。ただし、利用者が学校備品の利用を希望する場合など、学校部活動を引き継ぐ団体が使用する場合は、学校長が利用の許可を判断するものとする。

地域クラブの認定について

- 「対馬市地域クラブ認定要件確認書」の要件を、全て満たした活動を行う地域のクラブを、対馬市地域クラブとして認定する。
- クラブの責任者は、「対馬市地域クラブ認定要件確認書」「地域クラブ認定申請書」「規約」「活動計画書」「役員及び会員名簿」「保険加入書の写し」を市教育委員会生涯学習課へ提出する。

教職員の兼職兼業について

※地域クラブから指導の依頼があった場合

① 申請者（教職員） 申出を受けた校長	・兼職兼業を希望する教職員は、校長に申し出る。 ・校長は「兼職兼業許可願」を申請者に渡す。
②申請者（教職員）	・「兼職兼業許可願」を校長に提出する。
③校長	・校長意見を記入し、市教育委員会に提出する。
④教育委員会	・申請内容を確認後、承認の可否を決定する。 ・承認した場合は「兼職兼業許可書」を申請者へ送付する。
⑤申請者（教職員）	・「兼職兼業許可書」を受理後、希望する地域クラブでクラブ指導者として指導にあたる。